政　令

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十九号

産業競争力強化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（資金決済に関する法律施行令第四条第二項の規定に係る規制の特例措置）

第三条の二　新事業活動（法第二条第三項に規定する新事業活動をいう。以下この条において同じ。）として商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会（新事業活動を遂行するために必要と認められる内閣府令・経済産業省令で定める基準に適合する財産的基礎を有するものに限り、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十条第一項第四号、第七号、第八号又は第九号に該当するものを除く。）によりその発行が行われる同法第三条第一項に規定する前払式支払手段（その対価を上回る金額を代価の弁済に充てることができる金額として定めているものであることその他内閣府令・経済産業省令で定める要件を満たすものに限る。）についての資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第四条第二項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第四号の次に次のように加える。

四の二　法第二十八条の二の規定に基づく権限（卸供給を行う事業の用に供する電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
四の三　法第二十八条の三の規定に基づく権限（同条第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにある場合に限る。）	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長

第九条の表第五号中「若しくは供給地点」を「、供給地点、供給する場所若しくは電気工作物の設置の場所」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一

内閣総理大臣　安倍　晋三

復興庁令

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十条及び第七十条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「第四十二条の四第六項」を「第四十二条の四第二項」に、「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第二項」に、「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改める。

第四十三条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附　則

この庁令は、平成二十七年四月一日から施行する。

省　令

○法務省令第十三号

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第四十二条第一項第二号イの規定に基づき、民事再生法施行規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

法務大臣　上川　陽子

民事再生法施行規則

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号イに規定する法務省令で定める方法は、法第百二十四条第二項の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもって再生債務者の総資産額とする方法とする。ただし、再生債務者が、法第二百二十八条（法第二百四十四条において準用する場合を含む。）の規定により法第百二十四条第二項の貸借対照表の作成をすることを要しない場合においては、同項の規定により作成した財産目録に掲げる資産の額の合計額をもって再生債務者の総資産額とする方法とする。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。